

# 一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年2月16日

京都地方税機構

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
電子複合機長期継続賃貸借一式（仕様書のとおり）
- (2) 業務の仕様等  
仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
平成24年3月12日（月）から平成27年4月11日（土）
- (4) 納入場所  
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2  
京都府庁  
西別館4階 会議室A B C D

## 2 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都地方税機構 事務局 総務課  
電話番号（075）414-4499 / ファックス（075）411-1551
- (2) 入札説明書の交付期間  
公告日の翌日から平成24年2月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
交付期間中の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付を受けること。

## 3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京都府における平成22・23・24年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係 競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の6番「文房具、事務機器」又は39番「物品（レンタル・リース）」に登録され、競争入札参加者の資格を得ているものであること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府又は府内市町村の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) その他入札説明書において示す条件を満たす者であること。

## 5 入札参加資格の確認手続等

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び確

認資料を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間 公告日の翌日から平成24年2月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所 2の(1)に同じ。

ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間 (1)のアに同じ。

イ 提出場所 2の(1)に同じ。

ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

エ 添付資料

①京都府における平成22・23・24年度物品の製造の請負及び物品の買入に係る一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し

②取引使用印鑑届

③権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格確認の適正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 6 資格確認結果の通知

資格確認の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

## 7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年2月29日（水） 午後1時30分

イ 場所 京都地方税機構 事務局 会議室（京都府庁旧本館2階）

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵便又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都地方税機構会計規則（以下「規則」という。）第112条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

## 8 入札保証金

入札金額の100分の5の額を徴収する。

ただし京都地方税機構会計規則第114条第2項第2号の規定に該当する場合は免除とする。

## 9 契約保証金

契約金額の100分の10の額を徴収する。

ただし京都地方税機構会計規則第127条第2項第3号の規定に該当する場合は免除とする。

## 10 その他

(1) 1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

## 11 お問い合わせ先

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

（京都府庁内）

京都地方税機構 事務局 総務課

電話番号 (075) 414-4499 / ファックス (075) 411-1551

Eメール [kyoto-zeimukyodo@zeimukyodoka.jp](mailto:kyoto-zeimukyodo@zeimukyodoka.jp)